

オンボー[®]を自己注射される患者さんへ

飛行機搭乗時の注意点 (日本国内)

出張や旅行などでオンボーを飛行機に持ち込む必要がある場合は、下記の3つのポイントに従って事前に主治医に相談し、その取り扱いについて確認しましょう。



**ポイント
1**

事前に主治医に相談しましょう

出張や旅行の内容・期間を確認し、外出先での体調管理やオンボーの投与スケジュール等について主治医とよく相談しておきましょう。

**ポイント
2**

薬剤携行証明書を用意しましょう

次ページに薬剤携行証明書のフォーマットを用意しています。右記を見本に、主治医に記載してもらいましょう。

**携行本数を記載
(1回あたり2本必要)**

見本

薬剤携行証明書

氏名: ●●▲▲ 日付: 20XX年●月●日

私は潰瘍性大腸炎の治療のため、次の薬剤を携行しています。
本薬剤を販売したり、ほかの目的に使用したりすることはありません。

オンボー皮下注100mg(一般名:ミリキスマブ)

オートインジェクター

シリンジ

又は

2
本

その他に使用しているお薬

●●●●、▲▲▲▲

注射器の破損・凍結を避けるために、飛行機内への持ち込みが必要です。
使用の直前まで机に入れて持ち歩く必要があります。

使用済みの注射器は持ち帰り、下記の医療機関の指示に従って、廃棄します。

●本薬剤に麻薬成分は含まれません。

●本薬剤は下記の医師の処方箋によって処方されています。

この患者に関する詳細な情報は、下記の医療機関(主治医)までお問い合わせください。

医療機関名: ●●病院

電話番号: ●●●-▲▲▲-XXXX

住所: ●●県●●市●●▲▲-▲ XXビル

主治医署名: ●● ●●

**ポイント
3**

取り扱いにおける注意点を確認しましょう

- 医師から処方された注射器は、機内への持ち込みや使用が認められています。
機内への持ち込みについては各航空会社へご相談ください。
- 注射器は貨物室で破損・凍結する可能性があるため、手荷物として持参しましょう。
- 保安検査の際には、注射器であることを伝えましょう。
このとき、**薬剤携行証明書(次ページ)**を提示するとスムーズです。
- 使用済みの注射器は、必ず持ち帰り、医療機関から指示された所定の方法で廃棄しましょう。



見本(前ページ)にならって、薬剤携行証明書を作成しましょう。
本紙を医療機関に持参し、主治医に記載してもらいましょう。

〈日本国内〉

薬剤携行証明書

氏名:

日付: 年 月 日

私は潰瘍性大腸炎の治療のため、次の薬剤を携行しています。
本薬剤を販売したり、ほかの目的に使用したりすることはありません。

オンボーアイオノン100mg(一般名:ミリキズマブ)



その他に使用しているお薬

注射器の破損・凍結を避けるために、飛行機内への持ち込みが必要です。

使用の直前まで箱に入れて持ち歩く必要があります。

使用済みの注射器は持ち帰り、下記の医療機関の指示に従って、廃棄します。

※本薬剤に麻薬成分は含まれません。

※本薬剤は下記の医師の処方箋によって処方されています。

この患者に関する詳細な情報は、下記の医療機関(主治医)までお問合せください。

医療機関名:

電話番号:

住所:

主治医署名:

本薬剤について質問がある場合には、主治医や薬剤師に相談しましょう。



持田製薬株式会社